

交通費
16,000円
補助します！

※一人一回まで



大学生のみなさんへ

兵庫県での就職を 目指しませんか？



都内に本部がある大学の東京圏内のキャンパスに通う学部生が、

卒業年度の6月1日以降に実施される兵庫県内の企業の採用活動（選考面接等）に

参加するための交通費として**16,000円**を支援します。

[東京圏] 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県

令和6年

令和7年

受付期間

10月1日～2月末日

■ 詳細は裏面または右のQRコードからご確認ください。

兵庫県HP ▶ <https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr05/hyogo-matching/tihousyusyoku.html>



兵庫県地方就職学生支援事業（地方就職支援金のご案内）

申請期限：令和6年10月1日から令和7年2月末日まで

兵庫県は、地方就職支援金として、卒業年度の6月1日以降の採用面接等にかかる往復交通費として

16,000円を支給します

（注意）提出のあった領収書に記載のある金額が16,000円を下回る場合、その記載額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を支給します。

申請方法

申請期限内に申請書と必要書類を添えて、各市町の窓口申請してください。

必要書類：①申請書、②内定先企業による証明書、③在学証明書、④交通費の領収書、⑤本人確認書類

（①と②の入手方法については市町窓口にお問い合わせください。）

※地方就職支援金は各市町の予算の範囲内で実施しています。予算上の理由等により支援金の交付が不可となる可能性もございますので、申請前に必ず移住予定先市町の窓口までお問い合わせください。

対象者になるには、下記すべての条件に当てはまっていることが必要です

移住等に関する要件（対象となる方）

移住元に関する要件 （大学と学年と在在地）

- 大学の卒業年度において、東京都内に本部がある大学の東京圏内（条件不利地域を除く。以下同じ）のキャンパスに在学（原則4年以上）し、当該大学を卒業見込みであること
※大学院生・短期大学生は対象外となります。
- 大学の卒業年度において、東京圏内に継続して在住していること
※東京圏とは：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県です。

移住先に関する要件 （卒業後の進路）

- 兵庫県内に所在する企業に就職することが内定していること
- 卒業後に上記内定企業に就職し、県内市町に移住する意思を有していること

その他の要件

- 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと
- 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること
- その他兵庫県及び事業実施市町が不適当と認めた者でないこと

就業に関する要件（企業への就職に関して）

就業先に関する要件

- 勤務地が兵庫県内に所在すること
- 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと
- 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと
- 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く）ではないこと
- 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと

就業条件に関する要件

- 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること
- 当該地域への勤務地限定型社員としての採用予定であること

※対象市町（一部、地域）から転居した場合、対象の職を辞した場合には地方就職支援金の一部または全部の返還が求められます。

地方就職学生支援事業の 詳細について

県内市町の中には当事業を実施していない市町もございます。また、申請に必要な要件等、市町によって異なる場合がございます。詳細につきましては移住予定先市町の窓口にお問い合わせください。事業実施市町の窓口と令和6年度実施市町は下記URLおよび右のQRコードからご確認ください。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr05/hyogo-matching/tihousyusyoku.html>

